



# 茨城県報

第 1 5 8 3 号

平成16年 7 月 8 日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

茨城県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則 (行財政改革・地方分権推進室) ..... 2

### 告 示

指定居宅サービス事業者の変更 (高齢福祉課) ..... 16

指定居宅介護支援事業者の変更 (高齢福祉課) ..... 16

介護老人保健施設の開設の許可 (高齢福祉課) ..... 16

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課) ..... 17

大規模小売店舗の変更 (6 件) (中小企業課) ..... 17

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) ..... 24

土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) ..... 26

定款変更の認可 (農村計画課) ..... 28

道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 29

道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 29

土地改良事業の認可 (土地改良事務所) ..... 29

土地改良事業計画の変更に対する同意 (土地改良事務所) ..... 29

土地改良区役員の就退任 (4 件) (土地改良事務所) ..... 30

### ( 公 安 委 員 会 )

少年指導委員の委嘱 ..... 33

### ( 選 挙 管 理 委 員 会 )

選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決 (2 件) ..... 33

### 公 告

平成16年度行政書士試験の施行 (市町村課) ..... 37

貸金業者の登録の取消し (産業政策課) ..... 39

地籍調査の成果認証 (農村環境課) ..... 39

県営土地改良事業計画 (農村計画課) ..... 39

県営土地改良事業計画の変更 (2 件) (農村計画課) ..... 40

都市計画の図書の縦覧 (3 件) (都市計画課) ..... 40

開発行為の工事の完了 (4 件) (建築指導課) ..... 41

## 規 則

### 茨城県規則第69号

茨城県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

(茨城県旅館業法施行細則の一部改正)

第 1 条 茨城県旅館業法施行細則 (昭和36年茨城県規則第26号) の一部を次のように改正する。

「 添付書類

様式第 1 号中

(1) 営業施設の構造設備を明らかにする図面

(2) 営業施設の周囲200メートル以内の建物等を明示した見取図

(3) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

を  
」

「備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

添付書類

(1) 営業施設の構造設備を明らかにする図面

(2) 営業施設の周囲200メートル以内の建物等を明示した見取図

(3) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

に改める。  
」

様式第 2 号中

「 添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する  
法人の定款又は寄附行為の写し

を  
」

「備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人  
の定款又は寄附行為の写し

に  
」

改める。

様式第 3 号中

「 添付書類

(1) 戸籍謄本

(2) 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき  
相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

を  
」

「備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

添付書類

(1) 戸籍謄本

(2) 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相  
続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

に  
」

改める。

「 添付書類

様式第 4 号中 (1) 構造設備の変更にあつては、変更を明らかにした図面 を  
(2) その他の変更にあつては、変更を明らかにした書類 」

「備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

添付書類

(1) 構造設備の変更にあつては、変更を明らかにした図面 に改める。  
(2) その他の変更にあつては、変更を明らかにした書類 」

様式第 5 号中「5 停止 (廃止) 理由」を

「5 停止 (廃止) 理由 に改める。  
備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。 」

様式第 6 号中「6 管理人設置 (廃止・変更) 理由」を

「6 管理人設置 (廃止・変更) 理由 に改める。  
備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。 」

(茨城県庁舎等管理規則の一部改正)

第 2 条 茨城県庁舎等管理規則 (昭和36年茨城県規則第74号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「 備 考 」 を

「 備 考 」 に

自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定に基づく費用徴収規則の一部改正)

第 3 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定に基づく費用徴収規則 (昭和37年茨城県規則第 3 号)

の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「 茨城県知事 殿 」 を

「 茨城県知事 殿 」 に

(注) 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

様式第 4 号中

「(注) 収入月額、生活費、教育費等については証明できる書類を添付すること。 」 を

「(注) 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。  
2 収入月額、生活費、教育費等については、証明できる書類を添付すること。」に

改める。

(茨城県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第 4 条 茨城県クリーニング業法施行細則 (昭和37年茨城県規則第23号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「  
3 6 9  
」を

「  
3 6 9  
」に

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

様式第 2 号中

「注 クリーニング所の構造設備の変更の場合は、その概要を記載した書面を添付すること。」を

「備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

(添付書類) クリーニング所の構造設備の変更の場合は、その概要を記載した書面」に

改める。

様式第 4 号中

「備考 き損の場合は、き損したクリーニング所検査確認証を添付すること。」を

「備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

(添付書類) き損の場合は、き損したクリーニング所検査確認証」に改める。

様式第 5 号及び様式第 6 号中

「  
」を

「  
」に

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

様式第 8 号から様式第10号までの規定中

「  
3 6 9  
」を

「  
3  
6  
9  
 」に

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

様式第12号中

「  
 」を

「  
 」に

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

(私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の一部改正)

第5条 私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則(昭和38年茨城県規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第9号までの規定中「(注) 不要の文字は、抹消すること。」を

「(注) 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。  
 2 不要の文字は、抹消すること。」に改める。

様式第10号中「(添付書類)」を

「(注) 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」に改める。  
 (添付書類)

様式第11号から様式第14号までの規定及び様式第17号中「(注) 不要の文字は、抹消すること。」を

「(注) 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。  
 2 不要の文字は、抹消すること。」に改める。

様式第19号から様式第23号までの規定中「(添付書類)」を

「(注) 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」に改める。  
 (添付書類)

(茨城県狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第6条 茨城県狂犬病予防法施行細則(昭和41年茨城県規則第68号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「注意 次の欄には記入しないでください。」を

「注意 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。  
 2 次の欄には記入しないでください。」に改める。

様式第2号中

「 狂犬病予防法第6条第2項の規定により捕獲人の指定を受けたいので、履歴書及び身体検査書を添えて申請します。」

「 狂犬病予防法第6条第2項の規定により捕獲人の指定を受けたいので、履歴書及び身体検査書を添えて申請します。」

に

注意 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

」

改める。

(茨城県都市公園管理規則の一部改正)

第 7 条 茨城県都市公園管理規則 (昭和45年茨城県規則第21号) の一部を次のように改正する。

様式第 6 号中 「 印は記入しないこと。」を

「注 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

に改める。

2 印は記入しないこと。」

様式第 7 号中

「 変更理由 」 を

「 変更理由 」 に

注 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

」

改める。

様式第10号中

「 使用料の額 」 を

「 使用料の額 」 に

注 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

」

改める。

様式第12号中

「 減額 (免除) の対象となる人員 」 を

「 減額 (免除) の対象となる人員 」 に

注 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

」

改める。

様式第13号中

「申請の理由」を

「申請の理由」に

注 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

様式第14号中

「注 許可書を添付すること。」を

「添付書類 許可書」に

注 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

(茨城県立視覚障害者福祉センター管理規則の一部改正)

第 8 条 茨城県立視覚障害者福祉センター管理規則 (昭和48年茨城県規則第17号) の一部を次のように改正する。

別記様式中「4 減免を希望する金額 円」を

「4 減免を希望する金額 円」に改める。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

(茨城県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第 9 条 茨城県屋外広告物条例施行規則 (昭和49年茨城県規則第10号) の一部を次のように改正する。

様式第20号中 「 年 月 日生 男・女 印」を

「 年 月 日生 男・女」に改める。

(茨城県火薬類取締法施行細則の一部改正)

第10条 茨城県火薬類取締法施行細則 (昭和49年茨城県規則第32号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「備考 不要な文字は、まつ消すること。」を

「備考 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」に改める。

2 不要な文字は、まつ消すること。」

様式第 2 号、様式第 8 号及び様式第 9 号中「㊟」を削る。

様式第10号中

摘 要		を
-----	--	---

摘 要		に
-----	--	---

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

改める。

様式第11号中「㊟」を削る。

様式第13号の2中「備考 必要に応じ図面等を添付する。」を

「備考 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。  
2 必要に応じ図面等を添付すること。」に改める。

様式第20号中「㊟」を削る。

様式第21号中

「備考 1 旧所有者が法人の場合は、住所及び氏名の欄に、それぞれ主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入すること。を  
2 種類の欄には、品種等まで記入すること。  
3 不要な文字は、まつ消すること。」

「備考 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。  
2 旧所有者が法人の場合は、住所及び氏名の欄に、それぞれ主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入すること。に  
3 種類の欄には、品種等まで記入すること。  
4 不要な文字は、まつ消すること。」

改める。

様式第22号中

添 付 書 類	貯蔵所工事設計明細書, 貯蔵所付近図	を
---------	--------------------	---

添 付 書 類	貯蔵所工事設計明細書, 貯蔵所付近図	に
---------	--------------------	---

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

改める。

(茨城県立中央病院の診療に関する規則の一部改正)

第11条 茨城県立中央病院の診療に関する規則(昭和56年茨城県規則第37号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「備考 太枠の中は記入しないでください。」を

「備考 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。  
2 太枠の中は記入しないこと。」に改める。



様式第 4 号中「 茨城県立中央病院長 殿」を

「 茨城県立中央病院長 殿 に改める。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

様式第 5 号中

「備考 保証人は、特別な事情がある場合を除き、茨城県内に住所を有する成年者で独立の生計を営む者であること。」

「備考 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

2 保証人は、特別な事情がある場合を除き、茨城県内に住所を有する成年者で独立の生計を営む者であること。」

改める。

様式第 6 号中「 茨城県立中央病院長 殿」を

「 茨城県立中央病院長 殿 に改める。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

様式第 7 号中

世帯の構成及び収入	患者との続柄又は関係	氏 名	年齢	職業 (勤務先又は学校名)	月 収
					円

世帯の構成及び収入	患者との続柄又は関係	氏 名	年齢	職業 (勤務先又は学校名)	月 収
					円

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

改める。

(茨城県立友部病院の診療に関する規則の一部改正)

第12条 茨城県立友部病院の診療に関する規則 (昭和56年茨城県規則第38号) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

4	健康保険	本人・家族	8	措 置
---	------	-------	---	-----

4	健康保険	本人・家族	8	措 置
---	------	-------	---	-----

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

改める。

様式第 3 号中

保証人氏名	年 月 日 生	住 所	県	市 郡	町 村	番地
		患者との係			職業	
保証人氏名	年 月 日 生	住 所	県	市 郡	町 村	番地
		患者との係			職業	

を

保証人氏名	年 月 日 生	住 所	県	市 郡	町 村	番地
		患者との係			職業	
保証人氏名	年 月 日 生	住 所	県	市 郡	町 村	番地
		患者との係			職業	

に

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

様式第 4 号中

3	船員保険	本 家	人 族	6	国保組合	世帯主	家 族
---	------	-----	-----	---	------	-----	-----

を

4	船員保険	本 家	人 族	6	国保組合	世帯主	家 族
---	------	-----	-----	---	------	-----	-----

に

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

様式第 5 号中

「 勤 務 先 電話 ( ) 番」を  
 「 勤 務 先 電話 ( ) 番  
 備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。 」に改める。

様式第 6 号中

世帯の構成及び収入	患者との続柄又は関係	氏 名	年齢	職業 (勤務先又は学校名)	月 収
					円

を

世帯の構成及び収入	患者との続柄又は関係	氏 名	年 齢	職業 (勤務先又は学校名)	月 収	に
					円	

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

改める。

様式第 7 号中

- 「 1 患者の外泊中の事故については、保護者が責任を持つてください。
- 2 都合により外泊を延長する場合は、必ず病院長の承認を受けてください。 を
- 3 外泊から帰つたら、この承認書を医事課受付に返してください。
- 4 外泊期間に変更があつた場合は、必ず期日を訂正してください。 」

- 「 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。
- 2 患者の外泊中の事故については、保護者が責任を持つこと。
- 3 都合により外泊を延長する場合は、必ず病院長の承認を受けること。 に改める。
- 4 外泊から帰つたら、この承認書を医事課受付に返すこと。
- 5 外泊期間に変更があつた場合は、必ず期日を訂正すること。 」

様式第 8 号中

4	健康保険	本人・家族	8	措 置	を
---	------	-------	---	-----	---

4	健康保険	本人・家族	8	措 置	に
---	------	-------	---	-----	---

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

改める。

(茨城県興行場法施行細則の一部改正)

第13条 茨城県興行場法施行細則 (昭和59年茨城県規則第54号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

- 「 添付書類
- (1) 敷地内の建物の配置図
- (2) 各階平面図
- (3) 機械換気設備又は空気調和設備の配置図及び仕様の概要を記載した書類 を
- (4) 照明設備の配置図
- (5) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し 」

「備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

添付書類

- (1) 敷地内の建物の配置図

(2) 各階平面図 に改める。

(3) 機械換気設備又は空気調和設備の配置図及び仕様の概要を記載した書類

(4) 照明設備の配置図

(5) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し 」

様式第 2 号中

「 添付書類

(1) 戸籍謄本

(2) 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人 を  
として選定された者にあつては、その全員の同意書 」

「備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

添付書類

(1) 戸籍謄本 に

(2) 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続  
人として選定された者にあつては、その全員の同意書 」

改める。

様式第 3 号中

「 添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により興行場営業を承継した法 人を  
人の定款又は寄附行為の写し 」

「備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により興行場営業を承継した法人  
の定款又は寄附行為の写し 」

改める。

様式第 4 号中「 添付書類 変更後の構造設備を明らかにした図面」を

「備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。 に改める。

添付書類 変更後の構造設備を明らかにした図面 」

様式第 5 号中「 添付書類 変更を明らかにした書類」を

「備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。 に改める。

添付書類 変更を明らかにした書類 」

様式第 6 号中「 7 停止 (廃止) 理由」を

「 7 停止 (廃止) 理由 に改める。  
備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

様式第 7 号中「 6 衛生責任者設置 (変更) 年月日」を

「 6 衛生責任者設置 (変更) 年月日 に改める。  
備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

(茨城県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第14条 茨城県公衆浴場法施行細則 (昭和61年茨城県規則第47号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

1 日あたりの入浴者予定数		を
---------------	--	---

1 日あたりの入浴者予定数		に
---------------	--	---

注 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

様式第 2 号中

「添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として 選定された者にあつては、その全員の同意書

「注 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として 選定された者にあつては、その全員の同意書

改める。

様式第 3 号中

「添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により浴場業を承継した法人の定款 又は寄附行為の写し

「注 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により浴場業を承継した法人の定款又 は寄附行為の写し

改める。

様式第 4 号中

変 更 理 由		を
---------	--	---

変 更 理 由		に
---------	--	---

注 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

様式第 5 号中

停 止 ( 廃 止 ) 理 由		を
-----------------	--	---

停 止 ( 廃 止 ) 理 由		に
-----------------	--	---

注 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

改める。

様式第 6 号中

「注 管理人を設置したときにあつては管理人の「新」欄に記載し、管理人を廃止したときにあつては  
管理人の「旧」欄に記載すること。」

「注 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

2 管理人を設置したときにあつては管理人の「新」欄に記載し、管理人を廃止したときにあつては管理人の「旧」欄に記載すること。」

改める。

(茨城県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第15条 茨城県身体障害者福祉法施行細則（平成 5 年茨城県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第15号中

委 託 業 務	年 月 日付障福第	号の業務委託書のとおり。	を
---------	-----------	--------------	---

委 託 業 務	年 月 日付障福第	号の業務委託書のとおり。	に
---------	-----------	--------------	---

注意 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

改める。

様式第17号中

「注意 1 同一人についていくつかの相談指導を行った場合は、相談指導件数のそれぞれの欄にその件数を記入してください。  
2 この報告書は毎月 2 部作成することとし、その 1 部について四半期分をとりまとめのうえ、翌四半期開始月の10日までに管轄福祉事務所長あて送付してください。」

「注意 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。  
2 同一人についていくつかの相談指導を行った場合は、相談指導件数のそれぞれの欄にその件数を記入してください。  
3 この報告書は毎月 2 部作成することとし、その 1 部について四半期分をとりまとめのうえ、翌四半期開始月の10日までに管轄福祉事務所長あて送付してください。」

改める。

(茨城県理容師法施行細則の一部改正)

第16条 茨城県理容師法施行細則(平成10年茨城県規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「7 開設予定年月日 年 月 日」を

「7 開設予定年月日 年 月 日」に改める。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

様式第2号中「3 変更年月日 年 月 日」を

「3 変更年月日 年 月 日」に改める。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

様式第3号中「3 廃止理由」を

「3 廃止理由」に改める。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

様式第5号中「備考 き損の場合は、き損した理容所検査確認証を添付すること。」を

「備考 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」に改める。

2 き損の場合は、き損した理容所検査確認証を添付すること。」

様式第6号及び様式第7号中「所在地」を

「所在地」に改める。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

(茨城県美容師法施行細則の一部改正)

第17条 茨城県美容師法施行細則(平成10年茨城県規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「7 開設予定年月日 年 月 日」を

「7 開設予定年月日 年 月 日」に改める。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

様式第2号中「3 変更年月日 年 月 日」を

「3 変更年月日 年 月 日」に改める。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

様式第3号中「3 廃止理由」を

「3 廃止理由」に改める。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

様式第5号中

「備考 き損の場合は、き損した美容所検査確認証を添付すること。」を

「備考 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」に改める。

2 き損の場合は、き損した美容所検査確認証を添付すること。」

様式第6号及び様式第7号中「所在地」を

「所在地」に改める。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。」

(つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年茨城県規則第67号)の一部を次のように

改正する。

様式第 1 号、様式第 4 号、様式第 7 号及び様式第 9 号中「印」を削る。

(鹿島セントラルモールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 鹿島セントラルモールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年茨城県規則第171号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 4 号、様式第 6 号及び様式第 7 号中「印」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

茨城県告示第1043号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0870200714	有限会社 城南ビル	ほっと・なめかわ デイサービスセンター	日立市東滑川町 1 - 10 - 25	通所介護	事業所の所在地 (旧所在地：日立市東滑川町 1 - 3282 - 4)	平成16年 4 月 1 日
0873300347	社会福祉法人緒川村社会福祉協議会	社会福祉法人緒川村社会福祉協議会 訪問介護事業所	那珂郡緒川村小舟 1281	訪問介護	事業所の所在地 (旧住所：那珂郡緒川村上小瀬 1259)	平成16年 3 月11日

茨城県告示第1044号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0873300115	社会福祉法人緒川村社会福祉協議会	社会福祉法人緒川村社会福祉協議会 訪問介護事業所	那珂郡緒川村小舟 1281	居宅介護支援	事業所の所在地 (旧住所：那珂郡緒川村上小瀬 1259)	平成16年 3 月11日

茨城県告示第1045号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第94条第 1 項の規定に基づき、次のとおり許可したので、茨城県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11条第 2 項の規定により告示する。



平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称及び 主たる事務所の所在地	代表者の名称及び住所	許 可 年月日	サービ スの種 類
0850880022	介護老人保健施設 けやきの郷 龍ヶ崎市若柴町字沖 餅1741 - 1	医療法人 竜仁会 龍ヶ崎市馴柴町 1 - 15 - 1	牛 尾 浩 樹 龍ヶ崎市平台 3 - 7 - 18	平成16年 6 月 1 日	介護老人保健 施設 短期入所療養 介護 通所リハビリ テーション

茨城県告示第1046号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
08000200412148	原田ホーム	鹿嶋市宮中4497 - 2	社会福祉法 人 茨城県 育成会	鹿嶋市宮下 2 - 1 - 15	平成16年 6 月15日	知的障害者 地域生活援 助事業

茨城県告示第1047号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労働政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働政課に到着するよう提出してください。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 株式会社セイブ

代表取締役社長 蓼 沼 弘 治

水戸市住吉町284番地 1

## (2) 寺島薬局株式会社

代表取締役社長 田 口 武

つくば市天久保 2 丁目17番 5 号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) セイブ千波店・ドラッグてらしま千波店

水戸市千波町北葉山1762 外

## (2) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) セイブ千波店

(変更後) (仮称) セイブ千波店・ドラッグてらしま千波店

## イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地 1	蓼 沼 弘 治

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地 1	蓼 沼 弘 治
寺島薬局株式会社	つくば市天久保 2 丁目17番 5 号	田 口 武

## ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地 1	蓼 沼 弘 治
フローリスト松原	水戸市笠原町998番地 1	鈴 木 雅 史

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地 1	蓼 沼 弘 治
寺島薬局株式会社	つくば市天久保 2 丁目17番 5 号	田 口 武
フローリスト松原	水戸市笠原町998番地 1	鈴 木 雅 史

## (3) 変更の年月日

ア 平成16年 6 月25日

イ 平成16年 6 月25日

ウ 平成17年 2 月26日

## (4) 変更する理由

営業計画変更のため

## 3 届出年月日

平成16年 6 月25日

## 茨城県告示第1048号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見

書を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社セイブ

代表取締役社長 蓼 沼 弘 治

水戸市住吉町284番地 1

(2) 寺島薬局株式会社

代表取締役社長 田 口 武

つくば市天久保 2 丁目17番 5 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) セイブ千波店・ドラッグてらしま千波店

水戸市千波町北葉山1762 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,020m<sup>2</sup>

(変更後) 1,866m<sup>2</sup>

イ 駐車場の収容台数

(変更前) 123台

(変更後) 98台

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 16台

(変更後) 収容台数 38台

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 140m<sup>2</sup>

(変更後) 面積 193m<sup>2</sup>

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 18m<sup>3</sup>

(変更後) 容量 36m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午前 0 時

(変更後) 午前 0 時 (一部午後10時)

キ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3 箇所

(変更後) 4 箇所

ク 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 4 時 ~ 午後 4 時

(変更後) 午前 4 時 ~ 午後 5 時

(3) 変更する年月日

平成17年 2 月26日

(4) 変更する理由

営業計画変更のため

3 届出年月日

平成16年 6 月25日

茨城県告示第1049号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

水戸都市開発株式会社

取締役社長 加 藤 浩 一

(2) 住所

水戸市宮町 1 - 2 - 4

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物

水戸市宮町 1 丁目 6 番130 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
合資会社グディー	水戸市宮町 1 - 2 - 4	真 鍋 知 子

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
有限会社メルヘンロード円	水戸市堀町1133 - 35	永 田 俊 子

(3) 変更の年月日

平成16年 5 月28日

(4) 変更する理由

小売業者退店に伴う小売業者の変更

3 届出年月日

平成16年 6 月21日

茨城県告示第1050号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工労働センターに到着するよう提出してください。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

丸平商事株式会社

代表取締役 石 伊求子

(2) 住所

高萩市本町 2 - 71

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂高萩店

高萩市春日町 1 - 20

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園四丁目 1 番 4 号	井 坂 榮

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8 番地 8	井 坂 榮

(3) 変更の年月日

平成16年 5 月27日

(4) 変更する理由

住所変更による

3 届出年月日

平成16年 6 月23日

茨城県告示第1051号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同

条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社山新

代表取締役 山 口 一 郎

(2) 住所

水戸市千波町2292番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル山新 友部店

西茨城郡友部町旭町484

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,500m<sup>2</sup>

(変更後) 11,047m<sup>2</sup>

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 30m<sup>2</sup>

(変更後) 面積 60m<sup>2</sup>

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 30m<sup>3</sup>

(変更後) 容量 60m<sup>3</sup>

(3) 変更する年月日

平成17年 2 月24日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社山新	水戸市千波町2292番地	山 口 一 郎

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 258台

(イ) 駐輪場の収容台数 20台

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 8 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～午後 8 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8 時30分～午後 8 時30分

### 3 届出年月日

平成16年 6 月23日

### 茨城県告示第1052号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社三喜

代表取締役 八木下 眞 司

(2) 住所

千葉県柏市中央町 2 番 8 号

### 2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキ牛久店

牛久市中央一丁目 1 番 2 号

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,200㎡

(変更後) 1,662㎡

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 14台

(変更後) 収容台数 36台

## ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 0 台

(変更後) 収容台数 30 台

## エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 40m<sup>2</sup>(変更後) 面積 50m<sup>2</sup>

## オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 7 m<sup>3</sup>(変更後) 容量 16 m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後 9 時

## キ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 1 箇所

(変更後) 5 箇所

## (3) 変更する年月日

平成17年 2 月26日

## (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社三喜	千葉県柏市中央町 2 番 8 号	八木下 眞 司

## イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前10時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 9 時

## (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時 ~ 午後 7 時

## 3 届出年月日

平成16年 6 月25日

## 茨城県告示第1053号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要



(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー下館店  
下館市大字菅谷1513番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)  
平成16年 3 月25日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599番地 1	小 林 哲 美

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年11月 6 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,019m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 187台
- (イ) 駐輪場の収容台数 80台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 80m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 19m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(開店時刻) 午前10時  
(閉店時刻) 午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時30分 ~ 午前 0 時15分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
3 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 1 時 ~ 午前 2 時

キ 届出年月日

平成16年 3 月 5 日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要
下館市	埋立て等を行う場合は、市長の許可を得ること。
	騒音規制法、振動規制法を遵守すること。
	地域住民の交通安全に配慮すること。
	出入口 (新設) については、道路工事施工承認申請を提出してください。
	大規模行為の届出をすること。

屋外広告物の申請をすること。
用途地域が2つにまたがるため、建築物の高さ等、総合事務所建築指導課と協議すること。

茨城県告示第1054号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 社会福祉法人 済生会
- 2 事業の種類 (仮称) 県北西部地域中核病院建設事業
- 3 起業地

(1) 収用の部分

茨城県那珂郡大宮町字田子内地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

(仮称) 県北西部地域中核病院建設事業（以下「本件事業」という。）は、常陸太田市、桂村、御前山村、瓜連町、大宮町、山方町、美和村、緒川村、金砂郷町、水府村、里美村及び大子町の12市町村からなる地域（以下「県北西部地域」という。）を医療圏域と想定して、医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関としての、地域医療の中核を担う総合的な病院（以下「中核病院」という。）を開設・設置する事業であり、土地収用法第3条第24号に掲げるところの、医療法による公的医療機関に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は医療法による公的医療機関に関する事業であり、起業者は、厚生労働大臣によって医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者に指定（昭和26年厚生省告示第167号）されていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、起業者は、平成16年3月に、茨城県知事から中核病院について医療法第7条第1項に規定する病院開設の許可を得ているほか、県北西部地域12市町村及び茨城県と中核病院の整備及び運営に関する協定を締結している。さらに、起業者は、同月、役員会において、平成16年度の本件事業の施行に係る必要な予算措置を講じていることから、本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 申請事業の施行により得られる公共の利益について

平成11年4月の「茨城県保健医療計画」（茨城県）における受療動向によれば、茨城県が定める二次保健医療圏のうち、水戸市等25市町村で構成される水戸保健医療圏の入院患者又は外来患者の圏内自足率は、それぞれ88.6パーセント又は93.9パーセントである。これに対して、桂村及び御前山村を除く県北西部地域10市町村からなる常陸太田・大宮サブ保健医療圏は、水戸保健医療圏の一部を構成する地域でありながら、その圏域の自足率は、それぞれ43.4パーセント又は62.2パーセントと極めて低い水準に止まっている。これは、すなわち、

常陸太田・大宮サブ保健医療圏にあって入院医療又は外来医療を必要としている患者の約半数が、その圏域外の医療機関への遠距離受療に頼らざるを得ない状況にあることを示している。また、桂村及び御前山村にしても、水戸市内の医療機関への依存率がいずれも30パーセントを超えているなど、遠距離受療に頼らざるを得ない状況にあることは、常陸太田・大宮サブ保健医療圏の10市町村と同様である。

なお、サブ保健医療圏は、茨城県が保健医療圏の中に重複して指定する一団の地域であり、独立した二次保健医療圏へ早期に移行すべき変則的な保健医療圏であるが、県内では常陸太田・大宮サブ保健医療圏のみが、その圏域内の中核病院が整備されていないために、解消されずに残し置かれてきている。

このため、県北西部地域においては、特に事故損傷、急性疾患等の、一刻を争う受療が必要な救急患者に対応し得る中核病院の整備が喫緊の課題となっており、平成15年2月には、県北西部地域12市町村からなる総合病院誘致期成同盟によって中核病院の早期開設を求める請願が茨城県議会へ提出され、同年3月の茨城県議会第1回定例会においてこれが採択されるに至っている。

本件事業の施行によって、循環器科、消化器科、呼吸器科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科、産婦人科及び麻酔科の計10科を診療科とし、また、救命救急病床10床（うち、HCU病床6床）及び術後用HCU病床4床を含む一般病床160床を有する中核病院が整備されれば、地域外の救命救急センターへの遠距離搬送によって対応していた交通傷害等の外傷系疾患及び脳内出血、脳梗塞等の循環器系急性疾患等についてはもとより、県北西部地域で大きな人口割合を占める高齢者にあって需要の高い呼吸器系疾患及び泌尿器系疾患並びに県北西部地域で入院診療施設が著しく不足している産婦人科系疾患及び小児科系疾患など、これまで地域外の医療機関での遠距離受療に頼らざるを得なかった疾患についても、地域内での近距離受療が可能となり、又は充実することとなる。

また、本件事業の施行によって整備される中核病院が、地域内のかかりつけ医等との機能分担及び地域外の高度医療提供機関、特殊医療提供機関等との連携等の地域ネットワークの推進を図ることによって、県北西部地域の住民が適切かつ効率的な医療サービスを受用することが期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び茨城県環境影響評価条例（平成11年条例第7号）に基づく環境影響評価の対象となる事業ではない。したがって、起業者は、環境影響評価を実施していないのであるが、本件事業の施行により整備される施設が周辺環境へ与える影響について検討を加え、必要な措置を講じている。

すなわち、日照については、等時間日影図を作成して建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める基準を満たすことを確認しており、騒音については、エネルギー棟屋上の空調熱源機の騒音値計算を行って騒音規制法（昭和43年法律第98号）に定める騒音基準を満たすことを確認している。また、雨水排水については、敷地内での浸透処理を基本とし、残余雨水は「茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説」（平成10年10月1日改正）に基づき設置する調整池を経由して既存の雨水排水路へ放流することとしており、汚水排水については、放流規定値以内で公共下水道へ放流することとしている。また、希少動植物については、起業者が独自に行った調査ではその存在が確認されていないとしている。

さらに、埋蔵文化財についても、大宮町教育委員会へ照会して起業地内に周知の遺跡がないことが確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 申請事業の起業地の選定について

本件事業の起業者は、起業地の決定に当たって、国道118号、国道293号等の県北西部地域の主要幹線道路へ

の接続条件、JR水郡線等の公共交通機関による利便性及び人口集積などを考慮して大宮町内の3箇所を起業候補地として選定し、その各候補地について、物理的、社会的、経済的観点等からの比較検討を行っている。

その結果、国道293号に接面し国道118号へも近接しているため県北西部地域の各市町村からのアクセスに優れ、かつ、大宮地方広域消防署、大宮保健所等の保健医療行政施設との連携も良好な位置にあること、雨水排水の放流先水路が隣接に確保されており、また、汚水排水の放流先施設も平成17年度には大宮町公共下水道として整備されること及び他の物理的、社会的、経済的観点等からの比較検討においても特に不適切な事項がないことを総合的に勘案して起業地を選定している。

したがって、本件事業の起業地の選定は、適切であると認められる。

#### エ 比較衡量

アで述べたところの得られる公共の利益とイで述べたところの失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。また、ウで述べたように、本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 申請事業を早期に施行する必要性

(3)イで述べたように、県北西部地域では、入院医療又は外来医療を必要としている患者の多くが地域外の医療機関による医療サービスの提供に頼らざるを得ない状況にあり、特に事故損傷、急性疾患等の、一刻を争う受療が必要な救急患者に対応し得る中核病院の整備が喫緊の課題となっている。また、平成15年3月には、県北西部地域12市町村からなる総合病院誘致期成同盟の提出した中核病院の早期開設を求める請願が、茨城県議会において採択されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業の起業地の範囲は、本件事業の施行によって整備される施設の利用者の利便性、職員の作業効率並びに想定される施設利用者及び職員の人数等を考慮しつつ、医療法等の関係法令に規定する施設基準を満たすよう設計されており、本件事業の目的を發揮するために必要最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

##### ウ 土地等を収用し又は使用する公益上の必要性

ア及びイで述べたところを鑑みれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をいずれも充足すると判断されるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

#### 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

大宮町役場福祉健康課中核病院建設室

茨城県告示第1055号

平成16年6月15日付けで、つくば市筑波土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成16年7月1日認可した。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第1056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 7 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 294号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
取手市大字野々井字柏原787番 6 地先から 取手市大字野々井字柏原772番 4 地先まで	旧	メートル 最大 27.6 最小 13.4	メートル 183	
	新	最大 12.3 最小 11.7	178	迂回路撤去

## 茨城県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 7 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 355号
- 2 供用開始の区間 笠間市大字石井字向畑461番 5 から  
笠間市大字石井字台下810番 6 まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 7 月28日

## 茨城県告示第1058号

平成16年 3 月29日付けで大山沼土地改良区から認可申請のあった大山沼地区土地改良事業（農地等高度利用促進事業・農業用排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成16年 6 月25日認可した。

平成16年 7 月 8 日

茨城県境土地改良事務所長 黒 駒 勝

## 茨城県告示第1059号

平成16年 2 月 6 日付け建第35号で北浦町長から協議のあった植上ゲ地区土地改良事業計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 3 第 5 項の規定において準用する同法第48条第 9 項の規定により準用する同法第10条第 1 項の規定により平成16年 6 月21日同意した。

平成16年 7 月 8 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

## 茨城県告示第1060号

鹿島郡神栖町溝口4991 - 5 に事務所を置く常陸川干拓土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

## 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	須之内 勇 喜	鹿島郡神栖町大字日川4273番地
"	高 安 裕 治	" " 大字萩原789番地
"	林 利 雄	千葉県香取郡東庄町笹川15480番地
"	岸 田 修	鹿島郡神栖町大字日川1799番地
"	保 立 芳 徳	" " 大字日川841番地
"	高 島 林 一	" " 大字日川1099番地の2
"	保 立 一 之	" " 大字日川1139番地
"	林 綏	" " 大字萩原1004番地
"	丸 野 俊 行	" " 大字萩原191番地
"	花ヶ崎 雄 治	" " 大字萩原702番地
"	伊 藤 勝 也	千葉県香取郡東庄町笹川15531番地
"	長谷川 茂 春	" " " 笹川14715番地
監 事	荒 沼 徳 二	鹿島郡神栖町大字萩原979番地の4
"	岩 田 勇	" " 大字日川2801番地の1
"	根 本 廣 延	千葉県香取郡東庄町笹川14714番地の126

## 2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 俊 男	鹿島郡神栖町大字萩原987番地の1
"	保 立 達 夫	" " 大字日川2726番地の1
"	青 柳 榮	千葉県香取郡東庄町笹川11920番地
"	花ヶ崎 孝 秋	鹿島郡神栖町大字萩原1179番地の1
"	野 口 充	" " 大字萩原602番地の3
"	花ヶ崎 直 樹	" " 大字萩原1185番地
"	吉 田 明 雄	" " 大字日川1810番地
"	保 立 庄太郎	" " 大字日川1110番地の1
"	宮 沢 勇 治	" " 大字日川1102番地
"	日 高 秀 雄	" " 大字日川4386番地の1
"	越 川 三 郎	千葉県香取郡東庄町笹川14714番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 橋 利 雄	千葉県香取郡東庄町笹川1635番地
監 事	小 峰 正	鹿島郡神栖町大字日川2695番地
"	細 田 正 巳	" " 大字萩原656番地の2
"	菅 谷 策太郎	千葉県香取郡小見川町阿玉川1066番地

茨城県告示第1061号

鹿島郡神栖町溝口4991 - 5 に事務所を置く常陸川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県銚田土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	樽 塚 勝 利	鹿島郡神栖町大字芝崎255番地
"	野 口 勝 雄	" " 大字萩原960番地の5
"	高 崎 明 義	" " 大字芝崎368番地の2
"	野 口 政	" " 大字萩原2243番地
"	小 林 義 男	" " 大字萩原689番地2
"	高 安 鐵 也	鹿嶋市大字宮中4680番地26
監 事	高 安 甲 市	鹿島郡神栖町大字萩原1487番地の1
"	高 崎 時 雄	" " 大字芝崎365番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	飯 田 胤 平	鹿島郡神栖町大字萩原2363番地の2
"	有 馬 進	" " 大字芝崎258番地の1
"	宮 本 弘 美	" " 大字萩原764番地
"	宮 本 千代一	" " 大字萩原971番地の5
"	大 槻 達 也	" " 大字萩原965番地
"	人 見 嘉 朗	" " 大字芝崎253番地
監 事	野 口 博	" " 大字萩原701番地の1
"	人 見 作 衛	" " 大字芝崎356番地

茨城県告示第1062号

つくば市下岩崎1455番地の1 に事務所を置く茎崎村外五ヶ町村土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県土浦土地改良事務所長 桜 井 博

## 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	染 野 和 夫	つくば市上岩崎750番地
"	田 村 盛 一	" 駒込1981番地 1
"	野 口 し め	つくば市房内318番地
"	犬 田 豊	" 下岩崎1130番地
"	根 本 道 明	筑波郡伊奈町大字東栗山1279番地の 2
"	井 波 忠 義	筑波郡伊奈町大字野堀212番地の 1
"	中 島 良 一	" " 大字狸穴449番地
"	久 松 汎	つくば市六斗937番地20
"	久 松 美 一	" 泊崎193番地 1
"	杉 山 賢 一	筑波郡伊奈町大字神生830番地
監 事	高 野 幸 一	つくば市上岩崎970番地 1
"	栗 原 光 夫	" 下岩崎1837番地
"	鈴 木 喜 雄	筑波郡伊奈町大字大和田107番地の 1

## 2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 野 幸 一	つくば市上岩崎970番地 1
"	井 波 忠 義	筑波郡伊奈町大字野堀212番地の 1
"	沖 田 健 二	" " 大字狸穴428番地の 2
"	豊 島 正 夫	つくば市荳崎411番地 3
"	久 松 美 一	" 泊崎193番地 1
"	小 竹 正 臣	筑波郡伊奈町大字東栗山1340番地
"	飯 塚 慶 洋	つくば市六斗1031番地 1
"	杉 山 賢 一	筑波郡伊奈町大字神生830番地
"	岡 野 榮	つくば市下岩崎1691番地
"	只 越 孝 典	つくば市小山2409番地
監 事	横 嶋 誠 市	" 上岩崎990番地 1
"	岡 野 光 雄	" 下岩崎1729番地
"	片 岡 三 郎	筑波郡伊奈町大字大和田101番地の 1

茨城県告示1063号

稲敷郡桜川村大字甘田字甘田入甲323番地に事務所を置く甘田入干拓土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 足 立 洋 一



## 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
監 事	野 口 健 兒	稲敷郡東町阿波崎2144番地 1
"	飯 嶋 英 夫	" 桜川村大字甘田1286番地の内 1
"	水 飼 章	" 東町阿波崎2617番地
"	栗 山 洋 一	" 桜川村大字須賀津1772番地の 1

## 2 就 任

職 名	氏 名	住 所
監 事	飯 嶋 英 夫	稲敷郡桜川村大字甘田1286番地内 1
"	根 本 長 一	" 東町阿波崎1564番地
"	根 本 三 雄	" 東町阿波崎2643番地 1
"	栗 山 政 明	" 桜川村大字須賀津899番地

~~~~~

( 公 安 委 員 会 )

## 茨城県公安委員会告示第 7 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第 1 項の規定に基づき、平成16年 6 月30日付けをもって次の者を少年指導委員に委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

| 氏 名     | 住 所               | 活 動 区 域 |
|---------|-------------------|---------|
| 細 貝 まり子 | 那珂郡山方町大字西野内1720番地 | 大宮警察署管内 |

~~~~~

( 選 挙 管 理 委 員 会 )

## 茨城県選挙管理委員会告示第61号

平成16年 2 月 8 日執行の神栖町議会議員一般選挙の当選の効力に関し、茨城県鹿島郡神栖町奥野谷5878番地 山本源一郎及び同県同郡同町知手5066番地 和田孝夫から審査の申立てがあったので、当委員会は次のとおり裁決した。

平成16年 7 月 8 日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

## 裁第 3 号

## 裁 決 書

茨城県鹿島郡神栖町奥野谷5878番地

審査申立人 山 本 源 一 郎

茨城県鹿島郡神栖町知手5066番地

審査申立人 和 田 孝 夫

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成16年 3 月23日付けで提起された平成16年 2 月 8 日執行の神栖町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てに対し、当委員会は、

次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

### 審査の申立ての要旨

申立人は、自ら立候補した本件選挙における小川五十六候補（以下「小川候補」という。）の当選の効力に関し、神栖町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、町委員会は同年 3 月 17 日付でこの申出を棄却する決定をしたので、この決定を不服として、当委員会に対し、決定を取り消し小川候補の当選を無効とする旨の裁決を求めるとともに、さらに衣鳩幸次郎候補（以下「衣鳩候補」という。）の当選をも無効とする旨の裁決を求めるといふにある。

その理由を要約すると、次のとおりである。

#### 1 小川候補に対する当選無効理由

- (1) 小川候補は、不法・不当な選挙運動を徹底して公然と行っていた。これは、新聞記事によるのみならず、多数町民の知る明白なる事実である。また、逮捕された選挙運動責任者・選対幹部・参謀・運動員等はその違反の事実を自白している。
- (2) 選挙の事前運動として、不法、不当な手段・方法により票固めを行ったと公然と自白・誇示する選挙幹部運動員も実在している。
- (3) 選挙責任者等は、「選挙違反なんて 3 ヶ月間逃亡し、隠れていれば事件は消滅し助かるから心配するな」と自白し違反を指示している。
- (4) 元広域暴力団の構成員である選対幹部も部下を多数集め、「選挙違反なんか心配することなく頑張ってくれ」と檄を飛ばしていた。
- (5) 前記の不法・不当な選挙運動によって投票された票は無効である。

#### 2 衣鳩候補に対する当選無効理由

衣鳩候補は、選挙を自己に有利に展開させるため、神栖町公営浴場の有料入場券を大量に買い取り、それを毎日の入浴客に適宜無償配布し、人々の投票意欲を自己に誘引した。この買収的行為は投票日の前日まで継続的に行われた。

また、このような買収的行為によって投票された票は無効である。

#### 3 小川候補及び衣鳩候補に共通の当選無効理由

本件選挙における明白な選挙違反は多種・多様・多岐にわたり、違反者は、司直の手により逮捕された者ばかりでなく、他にも充分特定し得るし、証人も多数存在している。その他、本件選挙においては、非合法かつ悪質な選挙違反が数知れず行われている。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てについて、その要件を審査した結果、形式的要件を備えたものであるため、これを受理し、町委員会から弁明書を、申立人から反論書及び釈明書をそれぞれ徴し慎重にこれを審理した。なお、得票数の多少を争う当選の効力に関する審査の申立てにおいては、異議の申出において求めなかった当選人の当選の無効をも求めることができると解されているので、町委員会に対する異議の申出においては求めていない衣鳩候補の当選の無効をも本件審査の申立てにおいて求めることもできるものである。

ところで、当選の効力に関する争訟において、当選無効となる違法事由は、「当選人決定についての違法即ち当選人を決定した機関の構成や決定手続きの違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となりうる資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるもの」であると解されている。

このような観点から、申立人の主張する理由について、当選が無効とされる場合に該当するか否かを判断する。

## 1 小川候補に対する当選無効理由について

申立人は、小川候補や同候補の選挙運動責任者等が不法・不当な選挙運動を行っていたなどと主張しているが、それがどのようなものであるかは具体的な主張がなく、それを裏付ける立証もない。なお、本件選挙においては、詐偽投票容疑で4名が逮捕された事実はあるが、いずれも未遂事件であるから投票の潜在無効を論ずるまでもない。

なお、当選人が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第251条所定の罰則に該当する行為をした場合は、当該罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められているが、当選人の行為の上記罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられている（平成4年12月17日名古屋高裁判決）。小川候補については、裁判上、法違反に当たると宣言されたわけではないから、同候補の当選の無効を論ずることはできない。

また、申立人は、小川候補の不法・不当な選挙運動によって投票された票は無効である旨主張しているが、選挙人が適法な手続きにより投票している限り、不法・不当な選挙運動によって投票されたというだけでは、当該投票は無効ということにはならない。なお、法上、票が無効となるのは、潜在無効投票の対象となる場合と法第68条に該当する場合に限られる。

## 2 衣鳩候補者に対する当選無効理由について

申立人は、衣鳩候補が本件選挙を自己に有利に展開させるため、神栖町公営浴場の有料入場券を大量に買い取り、それを毎日の入浴客に適宜無償配布し、人々の投票意欲を自己に誘引したと主張しているが、衣鳩候補がこのような行為を行っていたかどうかについての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであるところ、そのような刑事判断はなされていない以上、同候補の当選を無効とすることはできない。

また、申立人は、衣鳩候補の買収的行為によって投票された票は無効である旨主張しているが、選挙人が適法な手続きにより投票している限り、前述の票の無効事由に当たらない以上、当該投票は無効とはならない。

## 3 小川候補及び衣鳩候補に共通の当選無効理由について

裁決の理由1及び2において述べているとおりである。

以上のとおり、申立人の申立理由のすべてについて容認すべき点はなく、申立人の異議の申出を棄却した町委員会の決定は正当であり、取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成16年6月29日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

## 茨城県選挙管理委員会告示第62号

平成16年2月29日執行の金砂郷町議会議員一般選挙の当選の効力に関し、茨城県久慈郡金砂郷町岩手939 3 栗原治から審査の申立てがあったので、当委員会は次のとおり裁決した。

平成16年7月8日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

## 裁第4号

裁 決 書

茨城県久慈郡金砂郷町岩手939 3

審査申立人 栗 原 治

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成16年4月11日付けで提起された平成16年2月29日執行の金砂郷町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てに対し、当委員会は、

次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する

### 審査の申立ての要旨

申立人は、自ら立候補した本件選挙における綿引猛始候補（以下「綿引候補」という。）の当選の効力に関し、金砂郷町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、町委員会は同年 3 月 29 日付でこの申出を棄却する決定をしたので、この決定を不服として、当委員会に対し、決定を取り消し綿引候補の当選を無効とする旨の裁決を求めるといふにある。

その理由を要約すると、次のとおりである。

町委員会の公式発表によると、申立人の得票数は 218 票であるが、荒井康夫候補（以下「荒井候補」という。）及び永井猛候補（以下「永井候補」という。）の選挙立会人は、申立人の得票が 300 票であることを確認している。しかしながら、申立人の得票数が 218 票となったのは、木村徳二候補（以下「木村候補」という。）の選挙立会人によって申立人の得票である 100 票が操作され、それが木村候補の得票として確認終了済の票の中に加えられたからである。なお、最初の 40 分間で 93% が開票されたにもかかわらず残り 7% の開票に 1 時間を要したのは、この間に木村候補の選挙立会人が行った行為に対して、何らかの画策が行われたためである。

### 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てについて、その要件を審査した結果、形式的要件を備えたものであるため、これを受理し、町委員会から弁明書を、申立人から反論書及び釈明書をそれぞれ徴し慎重にこれを審理した。ところで、当選の効力に関する争訟において、当選無効となる違法事由は、「当選人決定についての違法即ち当選人を決定した機関の構成や決定手続きの違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となりうる資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるもの」であると解されている。

このような観点から、申立人の主張する理由について、当選が無効とされる場合に該当するか否かを判断する。

本件選挙の得票数算定の事務的な流れについては、まず、有効票について得票計算係が確認をし、50 票を 1 束とし有効無効決定附票を附して押印し得票計算総括に回付する。得票計算総括は更に選挙得票計算表に得票数を転記し有効無効決定附票に押印してから選挙立会人の確認を得る。そして選挙立会人の確認を経た後、選挙長がそれぞれの投票の束の有効無効決定附票に押印された 10 人の選挙立会人の押印を確認の上、選挙得票計算表とも照合し最終的に得票を確認する。当委員会の調査によると、本件選挙においては、選挙得票計算表に記載された各候補者の得票数と選挙長が最終的に確認した後の実際の各候補者の得票数が合致していることから、選挙立会人が各候補者の得票を確認する段階において、選挙立会人が不正に票の操作をしたとは認められない。

申立人は、申立人の得票が 300 票あったにもかかわらず、有効得票として 218 票しか算定されず、得票の算定に違法が生じている旨主張しているが、当委員会が職権で調査したところによると、本件選挙においては選挙立会人が 10 人おり、順次票を確認していることが認められ、1 番目に確認した荒井候補の選挙立会人荒川孝は、申立人の得票は 200 票と端数であった旨述べており（荒井孝の陳述書）、2 番目に票を確認した永井候補の選挙立会人大内強は、申立人の得票が 300 票であったことは確認していないと述べており（大内強の陳述書）、更に、4 番目に票を確認した申立人の選挙立会人木村正夫も申立人の得票について、200 票は確認しているが 300 票は確認していない旨陳述をしており（木村正夫の陳述書）、以上、関係立会人の証言から申立人の得票が 300 票に至ったことはないことで一致していることや、木村候補の選挙立会人木村康男は、申立人のいう票の操作について、そのようなことは絶対ありえない旨陳述している（木村康男の陳述書）ことから、申立人が 300 票を得たとの主張は認められない。

以上のように、関係立会人の証言の外、開票事務の事務上からも、選挙長や選挙立会人等が多数いる場において、選挙立会人が不法な票の操作など行える余地はなく、実際にそのような操作が行われたとの証拠もないから、申立人

の主張には理由がない。

なお、申立人は最初の40分間（当委員会の調査によると、実際は1時間40分である。）で93%が開票されたにもかかわらず残り7%の開票に1時間を要したのは木村候補の選挙立会人木村康男が行った行為に対して、何らかの画策が行われたためであると主張しているが、そのように残り7%の開票に時間がかかったのは、投票の効力の決定や疑問票の審査及び決定、按分票を求めるための計算のためであり、本件選挙の開票において、残り7%の開票に1時間を費やしたことは特に異常なことではない。

以上のとおり、申立人の申立理由のすべてについて容認すべき点はなく、申立人の異議の申出を棄却した町委員会の決定は正当であり、取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成16年 6 月29日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

---

## 公 告

---

平成16年度行政書士試験の施行

行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定により、平成16年度行政書士試験を次のとおり施行する。

なお、試験に関する事務は、行政書士法第4条第1項に規定する指定試験機関である財団法人行政書士試験研究センターに行わせる。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 試験の実施期日及び場所

平成16年10月24日（日） 午後1時から午後3時30分まで

茨城大学 教育学部（水戸市文京2-1-1）

### 2 試験の科目及び方法

#### (1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 40題）

行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成16年4月1日現在施行されている法令に関し出題する。

イ 一般教養（出題数 20題）

#### (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とする。

### 3 受験手続き

#### (1) 受付期間

平成16年8月4日（水）から平成16年8月31日（火）まで

#### (2) 申込み方法

受験願書と一緒に配布する封筒により、(財)行政書士試験研究センターあて配達記録郵便で郵送すること（あて

先は印刷されている)。平成16年 8 月31日 (火) の消印があるものまで受け付ける。

(3) 提出書類

受験願書一式

(4) 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を確認すること。

(5) 試験案内及び受験願書の配布場所等

ア 郵送配布

配布期間 平成16年 8 月 2 日 (月) から平成16年 8 月25日 (水) まで

140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒 (角 2 号 : A 4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ) を同封したうえ、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記のあて先へ郵便で請求すること。

郵便による請求は、平成16年 8 月25日 (水) 必着なので、郵送に要する日数及び受付期間に留意して、早めに請求すること。

請求先 (財)行政書士試験研究センター

〒100 - 8879 東京中央郵便局留

イ 窓口配布

配布期間 平成16年 8 月 2 日 (月) から平成16年 8 月31日 (火) まで

配布場所

(ア) 茨城県総務部市町村課

水戸市笠原町978 - 6 TEL 029 (301) 2467

(イ) 県北地方総合事務所総務課

水戸市柵町 1 - 3 - 1 TEL 029 (225) 2803

(ウ) 鹿行地方総合事務所総務課

鹿島郡鉾田町大字鉾田1367 - 3 TEL 0291 (33) 4111(代)

(エ) 県南地方総合事務所総務課企画振興室

土浦市真鍋 5 - 17 - 26 TEL 029 (822) 8511(代)

(オ) 県西地方総合事務所総務課

下館市二木成615 TEL 0296 (24) 2211(代)

(カ) 茨城県行政書士会

水戸市笠原町978 - 25 TEL 029 (305) 3731(代)

上記(ア)から(オ)の窓口の配布時間は、午前 8 時30分から午後 5 時15分までであり、(カ)の窓口の配布時間は、午前 9 時から午後 5 時までである。

4 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害がある場合には、障害の状態により必要な措置をとることがあるので、受験申し込みに先立って(財)行政書士試験研究センターに早めに連絡すること。

5 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時

平成17年 1 月13日 (木) 午前 9 時

(2) 合格発表の方法

(財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示する。

また、揭示後、(財)行政書士試験研究センターから受験者全員に可否通知書を郵送する。

6 試験に関する問合せ先

(財)行政書士試験研究センター

東京都千代田区日比谷公園 1 - 3 市政会館 1 階

TEL 03 (5251) 5600

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県県南地方総合事務所長 諏訪原 守

- 1 商号                                  ライフ
- 2 代表者氏名                        山崎 和也
- 3 代表者住所                        茨城県稲敷郡河内町生板2805番地 1  
(河内みどりの里団地 1 号棟213号室)
- 4 主たる営業所の所在地          龍ヶ崎市砂町5151 ウッディパレス豊田105号室
- 5 登録番号                            茨城県知事(南-1)第40241号
- 6 登録年月日                        平成14年12月25日
- 7 登録取消しの年月日            平成16年 6 月14日
- 8 適用条文                            貸金業の規制等に関する法律第38条第1項

地籍調査の成果認証

下館市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により認証した。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋本 昌

調査を行った者の名称	下館市
成果の名称	地籍図及び地籍簿
調査を行った地域及び期間	下館市大字野殿, 下野殿の各一部 平成13年 5 月16日から 平成14年 3 月 1 日まで
認証年月日	平成16年 6 月30日

県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営松原地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)につき計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋本 昌

## 1 縦覧に供する書類

県営松原地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成16年 7 月 9 日から平成16年 8 月 6 日まで

## 3 縦覧の場所

下館土地改良事務所

~~~~~  
県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営女堰地区土地改良事業（かんがい排水・排水対策特別型）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営女堰地区土地改良事業（かんがい排水・排水対策特別型）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成16年 7 月 9 日から平成16年 8 月 6 日まで

## 3 縦覧の場所

土浦土地改良事務所

~~~~~  
県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営女堰地区土地改良事業（担い手育成基盤整備事業・ほ場整備）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営女堰地区土地改良事業（担い手育成基盤整備事業・ほ場整備）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成16年 7 月 9 日から平成16年 8 月 6 日まで

## 3 縦覧の場所

土浦土地改良事務所

~~~~~  
都市計画の図書の縦覧

麻生都市計画用途地域の変更に伴い、麻生町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類



## 用途地域の変更

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

麻生都市計画地区計画の決定に伴い、麻生町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

地区計画の決定（新原地区）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

麻生都市計画道路の変更に伴い、麻生町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

道路（3・4・3号 粗毛石神線，3・5・4号 新原石神線）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成16年 7 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

多賀郡十王町大字友部字石田1149番1，同番5

## 2 事業主の住所及び氏名

多賀郡十王町大字友部1145番地の1

藤 田 勝 美，藤 田 智 美

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市大字木滝字稲荷台258番51

## 2 事業主の住所及び氏名

鹿嶋市大字木滝152番地

木 滝 道 章

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市高天原 1 丁目1174番 2, 同番27, 同番28, 同番29, 同番30, 同番31, 同番32, 同番33, 同番34, 同番35, 同番36, 同番37, 同番38, 同番39, 同番40, 同番41, 同番42, 同番43, 同番44, 同番45, 同番46, 同番47

2 事業主の住所及び氏名

大阪市中央区瓦町四丁目 2 番14号

住金興産株式会社

代表取締役 長 戸 貞 二

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡藤代町大字小浮気字本田173番, 174番 1, 175番 1, 同番 3, 176番, 177番, 178番

2 事業主の住所及び氏名

栃木県小山市卒島1293番地

株式会社 カワチ薬品

代表取締役 河 内 伸 二

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)